

知名町告示第43号

知名町にぎわい空間創出支援事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和4年4月1日

知名町長 今井 力夫



知名町にぎわい空間創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知名町のにぎわい空間の創出を図ることを目的とした知名町にぎわい空間創出支援事業(以下「支援事業」という。)において、知名町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を申請した日において、町内に住民登録がある者で構成された町内に所在する事業所又は団体(以下「対象者」という。)とする。ただし、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象外とする。

- (1) 宗教上の組織若しくは団体
- (2) 政治団体
- (3) 対象者が、鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当するもの
- (4) その他町長がふさわしくないと判断するもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる支援事業は、にぎわい空間の創出を図るための催事とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の活性化が図られる催事
- (2) 他の業種との連携が図られている催事
- (3) 地元産品等の販売促進を伴う催事
- (4) その他町長が認める催事

(開催場所)

第4条 開催場所は、知名町内の小売店、飲食店、サービス業等を営む複数の商店が近接している地区又は通り、町の公園若しくは管理施設等で開催するものとする。開催場所の予約又は調整等は対象者が行い、開催場所について疑義が生じた場合は町と協議するものとする。

(申請期間及び実施期間)

第5条 支援事業の申請期間は令和5年1月31日までとし、支援事業の実施期間は令和5年2月28日までとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は別表1に掲げる対象経費の額とし、1団体1回あたりの上限額を40万円とします。ただし、期間内に対象事業を複数回実施する場合、上限額を50万円とします。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長へ提出するものとする。

(1) 知名町にぎわい空間創出支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 知名町にぎわい空間創出支援事業収支予算書（第2号様式）

(実績報告)

第8条 申請者は、支援事業終了後2週間以内に、次に掲げる書類を町長へ提出するものとする。

(1) 知名町にぎわい空間創出支援事業実績報告書（第3号様式）

(2) 知名町にぎわい空間創出支援事業収支精算書（第4号様式）

(3) 来場者アンケート（第5号様式）

(4) 実施した事業内容を確認することができる写真等

(5) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1 (第6条関係)

対象経費	内容
出演者等に関する費用	(1) 謝金 (2) 旅費 (3) 宿泊費
イベント会場に関する費用	(1) 会場の借上費 (2) 会場の設営費
広告宣伝に関する費用	チラシ及びポスター制作費用等
機材等の賃借に関する費用	機材のレンタルに要する費用等
需用費	消耗品
委託費	運営委託費
水道光熱費	水道、電気、ガス及び燃料等
雑費	保険料、手数料等
その他の経費	上記以外の経費で、事業の実施に当たり必要な経費と町長が認めるもの

対象経費毎の事業費上限額は、補助金額（40万円）の1/2以内とする。